

福岡県医発第2111号（総）
平成16年2月27日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



第56回「保健文化賞」候補者推薦について（依頼）

標記について、日本医師会長から推薦方依頼がありました。

つきましては、別紙参照の上、貴会関係で該当者がありましたら3月16日（火）までに本会宛ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、

1. 該当者が有ります場合は、あらかじめ電話等でご連絡願います。
候補者調書・記入要領等必要書類をお送りいたします。
2. 該当者がいない場合もその旨ご連絡ください。

第56回 保健文化賞要綱

- 主 催 第一生命保険相互会社
- 後 援 厚生労働省・朝日新聞厚生文化事業団・NHK厚生文化事業団
- 対 象
 1. 保健衛生（関連する福祉等を含む）を実際に著しく向上させた団体あるいは個人
 2. 保健衛生（関連する福祉等を含む）の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人
- 応 募
 - ・応募用紙は規定の用紙（候補者調書）を使用すること
 - ・必ず推薦者を通じ下記に提出のこと
第一生命保険相互会社 広報部 社会文化事業室
(〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL03-5221-3244)
- 審 査 審査委員会が行なう（審査委員は次頁のとおり）
- 表 彰
 - 厚生労働大臣賞（表彰状）
 - 第一生命賞（感謝状：賞金 団体300万円、個人150万円）
 - 朝日新聞厚生文化事業団賞（記念品）
 - NHK厚生文化事業団賞（記念品）
- 表彰場所 東京
- 日 程
 - ・募集開始 平成16年2月1日(日)
 - ・締 切 日 平成16年4月16日(金)
 - ・審査・発表 平成16年8月初旬
 - ・表彰期日 平成16年秋

応募にあたっての留意事項

応募にあたっては第56回保健文化賞要綱によりますが、次の点にご留意ください。

1. 保健文化賞の対象となる保健衛生（関連する福祉等を含む）とは、保健医療、生活環境、老人保健福祉、障害者保健福祉等をいいます。（※1）
2. 日本国内に限らず、国外における活動も対象とします。
3. 純学術的なものより、地域に密着した地道で身近な活動や实际的な活動を対象とします。
4. 団体の応募の対象は活動に10年以上の実績があり、かつ将来も期待できるものとします。
5. 過去に保健文化賞を受賞している団体は、受賞から20年以上経過している場合は再度応募の対象とします。
6. 過去10年以内に保健文化賞を受賞した個人が代表を務める団体又は代表を務めていた団体は、対象としません。
7. 個人の応募の対象は年齢が50歳以上で、活動年数が10年以上である方とします。但し、国・都道府県・指定都市等の本省庁職員と現職の国立大学教授・助教授およびこれらに準ずる職種の方は、対象としません。なお、私立大学関係者は対象とします。
8. 過去10年以内に叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く）を受けた方、および過去10年以内に保健文化賞を受賞した団体の代表者であった方は、対象としません。
9. 推薦者を必要とし、自薦ではなく他薦とします。なお、下記の各種団体（※2）には推薦協力を依頼しています。
10. 提出書類は返還しません。
11. 要綱は、インターネット第一生命ホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp> にも掲載しています。応募用紙は、ホームページよりダウンロードできます。

（※1）最近5年間の受賞内容一覧をご参照ください。

（※2）推薦協力を依頼している団体

都道府県庁、政令指定都市、中核市、保健所政令市、特別区、専門機関(国立保健医療科学院等)、医科大学、歯科大学、薬科大学、看護大学、福祉大学、その他専門団体等